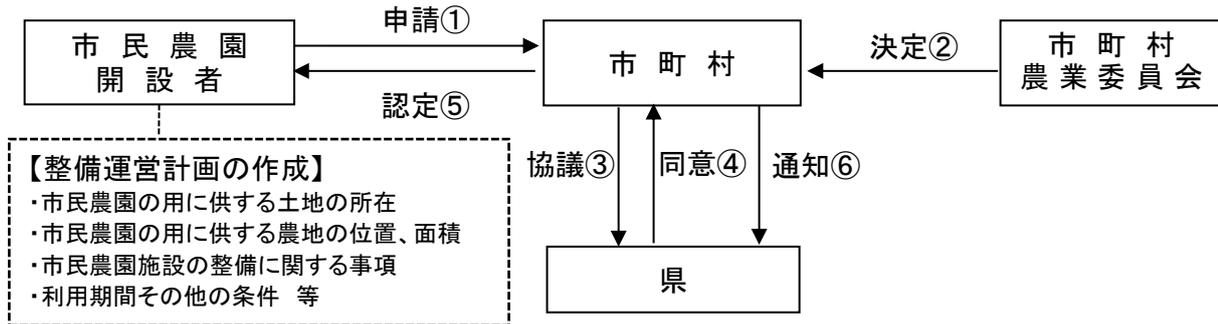


市民農園整備促進法による開設認定手続きフロー図



※特定農地貸付方式により地方公共団体及び農協以外の者（農家や企業、NPO等）が開設する場合は市町村等と貸付協定を締結する必要があります。

丸数字は手続きの順番を示します。

市町村が市民農園の整備運営計画を認定すると

- ・農地の貸付について特定農地貸付法の承認
- ・農地の転用について農地法第4条第1項、第5条第1項の許可があったとみなされ、
- ・休憩施設等に係る開発行為等については、都市計画法に基づく開発許可が可能になります。